

第3次行政改革の推進

【行政経営課】

1 目 的

「市民満足の向上」という行政の究極の使命を果たすため、「行政経営指針」に基づく第3次行政改革を推進する。

2 概 要

別紙のとおり

3 スケジュール

- ・計画期間：3年間（毎年度，見直す。）

※17年度に計画期間を「平成15～19年度」から「平成17～21年度」に改定

※18年度に計画期間を「平成19～21年度」に改定，以後計画期間を3年で毎年度ローリング

平成15年度 ・「平成15年度行動計画」（29項目33件）に基づく改革に着手

平成16年度 ・「行動計画（平成15～19年度）」（78項目99件）に基づく本格的な改革を推進

平成17年度 ・「行動計画（平成15～19年度）【平成16年度改訂版】」（86項目111件）に基づく改革を推進

- ・国が全ての地方公共団体に策定を求めている「集中改革プラン（平成17年度～21年度）」に対応するため，「行動計画」を改定

平成18年度 ・「改定行動計画（平成17～21年度）」（72項目106件）に基づく改革を推進

平成19年度 ・「行動計画（平成19～21年度）」（73項目106件）に基づく改革を推進

平成20年度 ・「行動計画（平成20～22年度）」（78項目110件）に基づく改革を推進

行政経営指針に基づく改革

「新たな地域自治の確立」や「市民との関係を含めた行政の役割を見直し」、「継続的な自己改革が行える組織風土の確立を目指す改革

行政経営指針

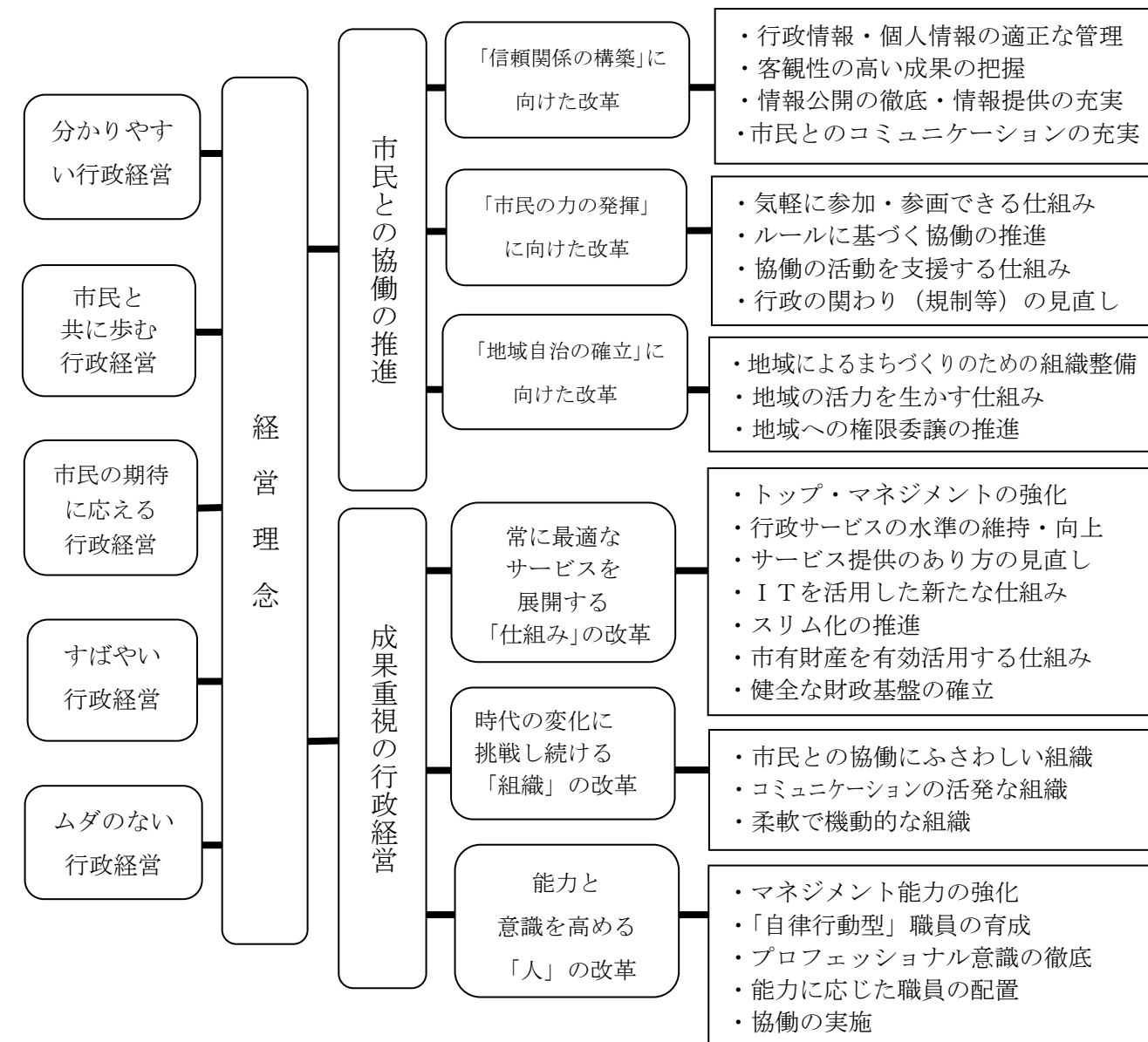
▽経営理念

私たち職員は、市民との協働を通じ、限りある経営資源で、最大の効果をあげる行政サービスを提供し、市民満足の向上を目指します。

▽指針の体系

【５つの行政経営像】【２つの方向性】【６つの改革】

【２６の取組の柱】



行動計画

（期間：平成１５～２２年度）

行動計画
（平成１５～１９年度）
（８６項目１１１件）

行政改革の推進・強化

改定行動計画
（平成１７～２１年度）
（７２項目１０６件）
【「集中改革プラン」を兼ねる計画】

- 行政評価システムの推進
- 携帯電話による市政情報の提供 など

- 自治基本条例の制定
- 市民協働推進計画の策定・推進
- 「もったいない運動」の推進 など

- 地区行政推進計画の策定・推進
- 地域と連携した学校づくり など

- 事務処理の適正化の推進
- 市民サービスの向上
- 全庁的な外部委託の推進
- 指定管理者制度の導入・推進
- 外郭団体の見直しの推進
- 未利用地の売り払い
- 税の収納率の向上 など

- 定員管理の適正化
- 商工部・農務部の再編 など

- 能力評価の制度向上
- 人材育成システムの導入
- 給与構造の見直し など

行動計画
（平成１９～２１年度）
（７３項目１０６件）
【「集中改革プラン」を兼ねる計画】

- 行政評価システムの推進
- 協働評価制度の創設

- 自治基本条例の制定
- 「もったいない運動」の推進
- 市民協働の啓発
- まちづくり活動支援の見直し・拡充 など

- 地域ビジョンの策定支援
- 地域自治制度の創設・推進 など

- 窓口サービスの向上
- ちとせ寮・松原荘の民営化
- 指定管理者制度の導入・推進
- 外郭団体の見直しの推進
- 電子入札の推進
- 土地家屋情報管理GISの導入
- 税・手数料等の収納率の向上 など

- 定員管理の適正化

- 能力評価の精度向上
- 人材育成システムの導入
- 採用試験制度の見直し
- 給与構造の見直し など

行動計画
（平成２０～２２年度）
（７８項目１１０件）
【「集中改革プラン」を兼ねる計画】

- 行政評価システムの推進
- 協働評価制度の創設

- 自治基本条例の制定
- 「もったいない運動」の推進
- 市民協働の啓発
- 「宇都宮版CSR」の構築 など

- 地域ビジョンの策定支援
- 地域自治制度の円滑な運営 など

- 窓口サービスの向上
- 全庁的な外部委託の推進
- 指定管理者制度の導入・推進
- 出資法人等の見直しの推進
- 会計事務の効率化
- ネーミングライツ制度の導入と推進
- 市税等の収納対策の推進 など

- 定員管理の適正化
- 「子ども部」の設置 など

- 能力評価の精度向上
- 人材育成システムの導入
- 採用試験制度の見直し
- 給与構造の見直し など

※○印が新規計上の取組